

イタリアにおける社会的企業の動向：協同組合から社会的企業へ

浦野 充洋・尹 大栄・金川 幸司・岸 昭雄

Social Enterprise in Italy: From Cooperative to Social Enterprise

Mitsuhiro URANO, Daeyoung YOON, Koji KANAGAWA and Akio KISHI

『経営と情報』

静岡県立大学・経営情報学部／研究紀要 抜刷

第29巻 第2号 (2017年3月)

イタリアにおける社会的企業の動向： 協同組合から社会的企業へ

浦野 充洋（静岡県立大学経営情報学部）

尹 大栄（静岡県立大学経営情報学部）

金川 幸司（静岡県立大学経営情報学部）

岸 昭雄（静岡県立大学経営情報学部）

本稿では、社会的企業を推進すべくヨーロッパ大陸で先駆けて法律を整備してきたイタリアの社会的企業の動向について取り上げる。社会的企業を巡る議論は、大きくアメリカとヨーロッパ大陸に分けられる。アメリカでは社会的な目的を掲げながら、いかに事業収入をあげられるかが焦点となってきた。それに対して、ヨーロッパ大陸では統治の仕組みや利益分配の制限など、営利企業とは異なる社会的企業のあり方が問われてきた。しかし、実際のイタリアの社会的企業の活動をみると、社会的企業は競争環境にさらされ、営利企業との境界が曖昧になってきている。こうした現状を踏まえ、我々はいかに社会的企業と対峙していくべきかを検討する。

キーワード：社会的企業、社会的協同組合、社会性

1. はじめに

1970年代から1990年代初頭にかけて社会的企業 (social enterprise) という言葉が現れ始め、学術的にも実務的にも世界中で注目を集めてきた¹。ただし、社会的企業を巡る議論は各国の事情を反映して国ごとに異なっている。さらには、学術的な研究と実務で焦点が異なったり、一つの国のなかでもいくつかの潮流があったりと様々な言説が流布しており、社会的企業がどのような概念なのかということそのものが研究対象となってきた (e. g., Peredo and McLean, 2006; Certo and Miller, 2008; Dacin, Dacin and Matear, 2010)。

本稿では、まず、これまで様々に論じられてき

た社会的企業の代表的な分類軸であるアメリカとヨーロッパ大陸という区分をもとに、社会的企業を巡る議論を概観する (第2節)。次に、社会的企業の創出を促すべくヨーロッパ大陸のなかで先駆的に法的な整備を行ってきたイタリアに焦点をあて (第3節)、社会的企業の事例を紹介する (第4節)。本稿の議論を先取りすれば、これまでアメリカでは主に社会的企業家に焦点が当てられ、社会的な目的を掲げながら、いかに事業収入をあげられるかが議論されてきた。それに対して、ヨーロッパ大陸では連帯経済への関心の高まりのもと、主に政策的な観点から従来の営利企業とは異なる社会的企業のあり方が問われてきた。しかし、イタリアの事例を見てみると、実際の社会的企業の

1. 社会的企業という言葉はアメリカにおいて1970年代にNPOのコミュニティのなかで障害者やホームレスの人などに職業の機会を作る活動に対して用いられるようになった (Alter, 2002)。その後、1990年代初頭より社会的企業や社会的企業家という概念が肯定的に論じられ始め、1993年にはハーバード・ビジネススクールに Social Enterprise Initiative が設立された。本稿で注目するイタリアにおいて社会的企業という概念が登場したのは1980年代と言われている (ICF Consulting Services, 2014)。Short, Moss and Lumpkin (2009) によると、こうした実務的な関心の高まりに対応して、社会的企業が学術的な雑誌で初めて論じられたのは1991年である。

活動は競争環境にさらされ、営利企業との境界が曖昧になっている（第5節）。最後に、こうした現状を踏まえ、改めて我々がいかに社会的企業と対峙していくべきかについて検討する（第6節）。

2. 社会的企業を巡る二つの潮流

社会的企業が、コミュニティの利益や社会的な価値を創造するという目的を中心的なミッションとして活動する企業であることは多くの議論で共通している（Defourny and Nyssens, 2010）。しかし、その具体的な議論は、各国の状況や論者の問題関心を反映して、様々な観点から行われてきた。こうした社会的企業を巡る議論の代表的な分類軸として、アメリカとヨーロッパ大陸という区分があげられる²。本節では、アメリカとヨーロッパ大陸の社会的企業の議論について概観する。

2.1 社会的企業を巡るアメリカの議論

アメリカでは主に社会的企業家に注目しながら、いかに事業収入をあげられるか、もしくは、どのように社会的なイノベーションが実現されるかが中心に議論されてきた。ただし、学術的な研究と実務では、対象とされる組織に違いがある。

学術的な研究においては、社会的企業はNPOと営利企業の連続線上に位置するものとされ、ミッションに即した活動をサポートするために商業活動を展開するNPOからフィランソピーやCSRを行う営利企業まで、幅広く社会的な目的を掲げる組織が対象とされてきた（Dees, 1998）。こうした学術的な研究は主にビジネススクールの

研究者によって進められてきた。代表的な研究者であるグレゴリー・ディーズらによれば、アメリカの社会的企業の議論は、収入に注目する学派と成果に注目する学派の二つに分けられる（Dees and Anderson, 2006）。NPOによる市場からの収入の増加に焦点を当てる社会的企業学派（social enterprise school of thought）と、社会的企業がもたらす成果に注目する社会的イノベーション学派（social innovation school of thought）である。Defourny and Nyssens（2010）は、ディーズらの区分を踏襲しながら、社会的企業学派をより内容に即した稼得所得学派（earned income school of thought）と呼んでいる³。

学術的な議論が社会的な目的を掲げる組織を幅広く対象にしてきたのに対して、実務では主にNPOを対象とした議論が行われてきた（Kerlin, 2006）。アメリカでは、1980年代に小さな政府と新自由主義を掲げたレーガン政権によって政府からのNPOに対する補助金が大幅に削減され、NPOは自立して組織を維持していくために事業収入をあげる必要に迫られた。そうした背景のなかで注目されることになったのが、社会的企業であったためである。とくに社会的企業家個人に焦点が当てられることが多く、社会的企業家が検討すべき事業収入の増加を中心とした経営戦略が議論されてきた。

以上のように、学術的な研究と実務では対象とする組織の幅の違いはあるが、アメリカでは、社会的な目的を掲げる企業家に注目しながら、事業収入の増加や社会的イノベーションの実現方法が

-
2. アジアにおいて、社会的企業がよく議論される国としては日本と韓国があげられる。日本は社会的企業を推進するための法律が十分に整えられているわけではなく、社会的価値を追求しようとする企業家に委ねられているという点でアメリカに近い（金川, 2015）。定義的にも、営利企業かNPOに拘わらず社会的課題の解決にビジネスとして取り組んでいる事業体とされ、その特徴は社会性、事業性、革新性という三つの要件を備えていることにある（谷本, 2002; 谷本・大室・大平・土肥・古村, 2013）。このように広い意味で社会的企業を捉えているという点でもアメリカに近い。ただし、日本においても市場主義的な観点ではなく、ヨーロッパの社会的企業を参考にしながら市民参加や連帯を基礎とした社会的企業観から議論しようとする藤井（2013a）のような議論もある。韓国は、社会的企業が注目されるようになった経緯として、1997年のアジア通貨危機を端緒としている。そのため、労働統合を実現するものとして社会的企業に注目が集まり、国が積極的に法的な整備を進めている点で、ヨーロッパ大陸に近い（尹・岸・浦野・金川, 2016）。
3. Defourny and Nyssens（2010）は、稼得所得学派をさらに商業的非営利アプローチ（commercial non-profit approach）と、使命に動機付けられたビジネスアプローチ（mission-driven business approach）に分類している。

議論されてきた。ただし、社会的な目的の中身はとくに問われることなく、社会的な目的として想定できるものなら何でも包含されるのがアメリカの議論の特徴である（藤井，2013a）。

2.2 社会的企業を巡るヨーロッパ大陸の議論

ヨーロッパ大陸では、オイルショック以降、経済成長の落ち込みに伴う長期失業者の増加や社会的排除問題の深刻化、保育や高齢者介護など社会サービスの不足が問題となっていた。こうした背景のもと、連帯経済への関心の高まりとともに、社会的包摂や社会サービスを提供するものとして注目を集めることになったのが社会的企業である（藤井，2013a）。ヨーロッパ大陸では社会的企業は商売をする営利企業とは異なる「もう一つのやり方」として捉えられてきた（OECD，2009）。そのため、アメリカの学術的な研究では営利企業を含めた幅広い企業が対象にされてきたのに対して、ヨーロッパ大陸においては、社会的企業はサードセクターに位置づけられ、具体的な法人形態は協同組合とアソシエーションが基盤となっている。

1996年に欧州委員会からの補助を得て始まった社会的企業の国際比較調査プロジェクトを機に結成されたネットワークである EMES (L'émergence des Entreprises Sociales en Europe) のメンバーであるジャック・ドゥフルニによれば、社会的企業の社会性は、出資額や持ち株の多寡によらず、有償労働者、ボランティア、利用者、地域コミュニティを代表する他のパートナーなど様々な関係者によって民主的に意思決定が行われること。そして、活動を通じて生み出さ

れた利益は活動の拡大のために再投資され、組織を統制するメンバー以外の他の人々のために使われることに求められる（Defourny，2001）⁴。

以上のように、ヨーロッパ大陸では、アメリカとは異なり明確にサードセクターに位置づけられてきた。また、アメリカが社会的企業家に焦点を当ててきたのに対して、ヨーロッパ大陸では政策的な関心が高く、民主的な意思決定プロセスを実現するための統治の仕組みや利益分配の制限など社会的企業のあり方そのものが議論されてきた。そして、こうした経済活動の民主化を実現する社会的企業を推進するための法律が各国で整備されてきているのもヨーロッパ大陸の特徴である。

3. イタリアにおける社会的企業の法的整備

近年、ヨーロッパでは社会的企業を推進する法律が整備されてきている。その先駆けとなったのがイタリアである⁵。本節では、イタリアで制定された法律のなかでも今日の社会的企業のあり方に大きな影響を与えてきた社会的協同組合法（381号法）と社会的企業法（155号法）について取り上げる。

3.1 社会的協同組合法

先述したように経済成長の落ち込みに伴い連帯経済への注目が高まるなか、ヨーロッパ大陸で他国に先駆けて社会的企業を推進する法律として制定されたのが、1991年のイタリアの社会的協同組合法である⁶。それまでの伝統的な協同組合が組合員の便益を志向していたのに対して、社会的協

4. Defourny (2001) は、本文中の二点に加えて、社会的企業がボランティアや寄付のような幅広い善意に依存している点も社会性を示すものであるという。
5. イタリアで1991年に社会的協同組合法が導入されたのを皮切りに、社会的企業を推進する法律がヨーロッパ各国で導入された。1995年にベルギーで社会的目的をもった会社 (company with a social purpose)、1998年にポルトガルで社会的連帯協同組合 (social solidarity co-operative)、1999年にギリシャで有限責任社会的協同組合 (social co-operatives with limited liability)、2001年にフランスで社会的協同組合 (société coopérative d'intérêt collectif)、2004年にイギリスでコミュニティ利益会社 (community interest company) に関する法律が制定された (Defourny, 2001; 藤井, 2013a)。フランス、ポルトガル、ギリシャでは協同組合の形式が採用され、ベルギーやイギリス、後述する2006年に制定されたイタリアの社会的企業法などでは、協同組合に制限しないより広い社会的企業のモデルが採用されている (ラッタ, 2014)。
6. ラッタ (2014) によれば、社会的企業の起源は1978年のバザリア法 (180号法) に遡ることが出来る。同法は保護施設や精神科病院を閉鎖し、代わりにコミュニティが精神病患者を受け入れることで労働による社会への再統合を目指したものであった。こうした労働による再統合を目的として創設されたのが統合型協同組合である。そして、統合型協同組合を法的に認定するものとして制定されたのが1991年の社会的協同組合法であった。

同組合では組合のメンバーに限らず、より広く社会的な便益を提供することが目指された⁷。

社会的協同組合に認定されると税金の控除を受けることができる。ただし、社会的協同組合に認定されるためには、ボランティアが50%を超えてはならない、分配される利潤は全利潤の80%を超えてはならない、分配の利益率はイタリア郵政省の発行している債券利率である2%を超えてはならない、解散する場合には資産を分配してはならないといった要件を満たす必要がある (Borzaga and Defourny, 2001)。

社会的協同組合は、A型とB型という二つの類型が設けられている。A型社会的協同組合は、医療、社会サービス、教育サービスの分野で活動する社会的協同組合であり、B型社会的協同組合は、社会的に不利な人々を労働市場へ統合するための機関として活動する社会的協同組合と定義されている (ICF Consulting Services, 2014)⁸。

社会的協同組合として認定された組織の数は、1991年に1,000強、1996年に3,900弱、2005年に7,364、2009年には約12,000と順調に増加してきた (ララッタ, 2014)。

3.2 社会的企業法

社会的協同組合が普及していくなか、社会的なサービスの枠を広げることが目的に2006年に制定されたのが社会的企業法である⁹。社会的企業法は、社会的協同組合法とは異なり、組織の形態に関する条項はなく、どのような法人形態であっても認められる。そのため、伝統的な協同組合から社会的協同組合、アソシエーション、財団まで幅広い組織が社会的企業として認められている。

社会的企業の要件としては、社会的な効用を持った財やサービスの生産、提供をしており、公的な便益に資する目的を追求していること。利益をあげても良いが、メンバーや所有者に配分してはならず、主に法律で定められた目標 (公的な便益) や資産の増加に使っていること。収益のうち70%以上を社会的な効用を持った財やサービスの生産や交換から得ていること。具体的には、(1) 社会福祉、(2) 健康、(3) ソーシャルケア、(4) 教育、および、専門的な職業訓練、(5) 環境、および、生態系保護、(6) 文化遺産の発展、(7) ソーシャルツーリズム、(8) 大学教育、および、大学卒業後教育、(9) 文化的なサービスに関する調査、および、提供、(10) 教科課程外の訓練、(11) 社会的企業の支援から70%以上の収益を得ている必要がある (田中, 2010; ICF Consulting Services, 2014)。もしくは、以上の活動領域に拘わらず、全職員のうち30%以上が社会的に恵まれない人、あるいは、障害者であれば社会的企業としての認定を受けることができる (ララッタ, 2014)。

このように社会的企業に認定されるためには要件があるにも拘わらず、社会的協同組合とは異なり、認定されても税金の控除など財政的な便益が得られるわけではない。社会的企業に認定されると年度ごとに社会的バランスシートを作成して提出する必要もある (田中, 2010)。社会的企業に認定されるための行政手続きに時間もかかる。そのため、社会的協同組合のように順調には普及してきておらず、2013年の時点で社会的企業として認定された組織の数は1,348に留まっている (ICF Consulting Services, 2014)¹⁰。

7. 民法第1部において、協同組合を含んだ企業や事業体は商業活動や産業活動を行うものとして規定され、所有者のために利潤あるいは利益を追求することを目的にするとされている。(Borzaga and Santuari, 2001)。

8. ヨーロッパ大陸の社会的企業は、先述したように経済不況に伴って登場してきたため労働統合型が多いのが特徴であるが、イタリアに関しては労働統合を主目的としたB型社会的協同組合の割合は30%である (Borzaga and Santuari, 2001)。

9. 行政の観点だけでなく、サードセクター側としても社会的協同組合という限定的な法人格を有する経済主体だけを社会的経済の担い手としていては運動の広がりには欠けるという問題意識を抱えていた。実態として社会的協同組合以外にも社会貢献性と事業性を兼ね備えたアソシエーションなどが存在していたためである。一方で、社会的協同組合であるからと言って社会的企業の要件を満たすとは限らないことも明らかになっていた (田中, 2010)。

10. ただし、財団やアソシエーションなど社会的な目的を追求しているNPOや協同組合、さらに営利企業であって

4. 事例：イタリアにおける社会的企業

本節では、2006年に制定された社会的企業法が、実際にどのような活動を生み出しているのか検討するために、三つの事例を紹介する。

4.1 非営利協会トリソミア21 (Associazione Trisomia 21 Onlus)¹¹

非営利協会トリソミア21は、ダウン症の人が自立して生活できるように訓練する施設である。1979年にアソシエーションとして設立された。

障害者の訓練のために約30名の医師と2名のスタッフが勤務している。現在の利用者数は140～150名程度である。運営には70万～80万ユーロの費用を要している。収入は、約60%が銀行やライオンズクラブからの寄付や募金活動で賄われている。その他に、児童の健康状態の診断を行うことから保健所と同様の扱いを受けており、トスカーナ州から20万ユーロ支給されている。残りは、保護者からの援助によって賄われているが、子供を預けるために必要な金額が決まっているわけではない。

非営利協会トリソミア21はアソシエーションであるため営利活動を行うことができない。そこで、2015年に社会的企業として立ち上げたのがミレルーチカフェ (Milleluci Cafè) である。法人形態としては有限会社をとっている。このカフェは非営利協会トリソミア21で訓練を受けた人が働く場所となっており、現在は5名の障害者が就業している¹²。

障害者だけではカフェを運営していくことは難しく、障害者をサポートするために3名の健常者を雇用している。障害者に対しても、健常者に対

しても同じ時給で給料を支払っており、健常者だけから構成されるカフェよりも人件費がかかっている。障害者を雇用していることで税の控除を受けられてはいるが、先述のように社会的企業であるからということで行政から援助があるわけではない。協同組合としてイタリアで根強く支持されてきたコープ (coop) からの誘致でコープの横に作られたこともあり、協同組合の理念に理解ある人たちによって支えられているというのが実情である。

4.2 フィレンツェのミゼリコルディア慈悲信心会 (Venerabile Arciconfraternita della Misericordia di Firenze)¹³

フィレンツェのミゼリコルディアは、救急車の出動など病人やけが人に対する救急活動を主に手がける組織であり、1244年にアソシエーションとして設立されたヨーロッパ最古のボランティア組織である。1997年にはオンルス (Onlus：非営利団体) に認定されている。運営費は、10～15%が行政 (州、県、市) からの補助金で賄われており、残りは寄付や年会費などで賄われている。

フィレンツェのミゼリコルディアが母体となって3つの社会的企業を設立、運営している。

(1) サンセバスチアン財団 (Fondazione San Sebastiano della Misericordia di Firenze)

フィレンツェ市からの提案のもと、トスカーナ州の保健所と協力しながら、重度の精神病患者がリハビリしながら生活していくための部屋を提供している。29部屋と36部屋ある2つのマンションを運営している。希望する患者の数に対して部屋数が十分ではなく、現在、空き部屋待ちの状況に

も一般的な便益を追求し社会的な効用を志向した企業など、実質的に社会的企業と見なせる組織としては約35,000あり、社会的協同組合や社会的企業の法的な認定を受けた企業は三分の一に留まっている (ICF Consulting Services, 2014)。

11. 本項は、非営利協会トリソミア21の会長 (Presidente) である Antonella Falugiani 氏へのヒアリング (2016年9月12日) に基づいている。
12. イタリアでは従来、障害者はホテルで働くことが多かったが、障害者にもそれぞれ働きたい場所があるはずであるという理念のもと、非営利協会トリソミア21や専門学校での訓練を通じて、ミレルーチカフェや他にもアッブルストアなどで働く人が出てきている。
13. 本項は、フィレンツェのミゼリコルディアの事務局次長 (Vice Segretario Generale) である Andrea Morino 氏らへのヒアリング (2016年9月12日) に基づいている。

ある。また、居住者以外にも25名～30名程度の患者が通院している。

(2) 救急外来有限会社 (Ambulatori della Misericordia di Firenze)

5つの病院を経営している。病院の正職員は看護師、経理、事務などのスタッフから構成されており、45名が勤務している。診療に関しては、フリーランスの医師が約250名登録されており、診察にくる形になっている。医師への給料の支払いなど救急外来有限会社の運営に関しては、全て病院運営の収益を通じて賄われている。年間で、のべ12万人の患者を診察している¹⁴。

イタリアでは病気になった際、プライベートの病院が保健所にかかることが多い。しかし、プライベートの病院の診察費用は安くても150ユーロ程かかる。一方で、保健所は35～50ユーロ程度で診療を受けることができるが、待ち時間が非常に長い。例えば、血液検査を受けるだけでも半日程かかってしまうほどである。それらに対して、救急外来有限会社は診察料を48ユーロにおさえながら、予約制を導入することで、多くの患者の要望に答えてきた。しかし、近年では、他のミゼリコルディアやアソシエーションが同様の病院を設立するようになっており、競争環境にさらされるという問題を抱えつつある。

(3) ピアツ (Piaz della Misericordia Di Firenze S.r.l. Impresa Sociale)

フィレンツェのミゼリコルディアは、もともと修道士によって設立された組織であり教会との関係が深い。そうした関係からフィレンツェの大司教区が所有する地域で最も古い建物の一つを借り、ホテルとして経営している。

社会的企業の分類としては、ソーシャルツーリズムに分類され、大人数のグループ、子供や高齢の家族を持つ家庭、障害を持つ人が夏休みや冬休みに過ごせる場所を提供することを目指してきた。

しかし、社会的企業法でソーシャルツーリズムとしての具体的な要件が示されているわけではなく、スタッフとしても社会的企業として具体的に何をしていけば分からない状況にある。また、周りにホテルが多くあることもあり、経営がうまく行かず、現在、活動を停止している。

4.3 レ・リフィオレンツェ社会的企業協同組合 (Le Rifioienze Impresa Sociale Soc Coop)¹⁵

修道院を改装したビガッロ宿舎 (Ostello del Bigallo) を経営している。レ・リフィオレンツェ社会的企業協同組合は、もともと2006年にフィレンツェの市街地でホテルを経営するためにB型社会的協同組合として設立されたアソシエーションがもとになっている。2013年に社会的企業に変更し、フィレンツェの郊外のバーニョ・ア・リポーリ (Bagno a Ripoli) にビガッロ宿舎を開業した。ベッド数は52あり、2015年には約4,600人の利用者があった。もともと修道院だったということもあり巡礼者の利用が多く、巡礼者には一般の利用客よりも安く宿を提供している。

ビガッロ宿舎の共同経営者である Tommaso 氏によると、B型社会的協同組合の時には、その要件から障害者などを雇用する必要があったが、ソーシャルツーリズムとして社会的企業となったことで、その要件がなくなり負担が減った。また、社会的企業として地域の活性化を意識しており、ビガッロ宿舎を通じたバーニョ・ア・リポーリの知名度の向上や現地の人の雇用、交流の場の提供によって地域の活性化をはかっているという。

以上のように社会的な目的を掲げて活動していることで、ビガッロ宿舎を開業する際に社会的な活動に従事する組織に融資を行う MAG (Mutua Auto Gestione) という協同組合から無利子で融資を受けることができた。また、ビガッロ宿舎の建物は、市の所有物であり、コンペティションを通じてホテルとしての運営権を獲得している。社会的企業であることで、こうした行政が主導する

14. なお、救急外来有限会社が位置するフィレンツェの人口は、約36万人である。

15. 本項は、ビガッロ宿舎の共同経営者である Tommaso 氏へのヒアリング (2016年9月12日) に基づいている。

コンペティションで有利に働いているという。

5. 社会的企業と営利企業の境界

イタリアでは社会的企業法が制定されることで、サードセクターが自らを母体として別の法人格を持った組織を設立することが可能になった。母体となるサードセクター自身がアソシエーションや財団など営利活動を認められていない形態をとっていたとしても、別に社会的企業を設立することで間接的に営利活動に従事することができるようになったわけである。ミレルーチカフェは、こうした社会的企業の特徴を活かしたものであり、非営利協会トリソミア21が母体となって障害者の自立支援という社会的包摂を目指した活動をしている。サンセバスチアン財団もフィレンツェのミゼリコルディアが母体となって社会福祉サービスやヘルスケアを提供するものである。

もともとイタリアを含めヨーロッパ大陸では、連帯経済を基盤にしながらか社会的包摂や経済活動の民主化を目指す活動のなかで社会的企業は登場してきたのであった。こうした潮流のなかで制定されたのが社会的協同組合法である。しかし、労働統合や社会福祉サービスの提供が主な対象となってきたため、社会的企業（社会的協同組合）によって提供されるサービスの幅が狭いことが問題としてあげられていた（Kerlin, 2006）。社会的協同組合法よりも認定の要件を緩め、提供されるサービスの幅を広げようとした社会的企業法は、こうした問題を解消するものである。

しかし、要件を緩めサービスの幅を広げたことで、一般的な営利企業に近似してきている側面もある。救急外来有限会社では、従来の医療機関との差別化が意識されており、追従して同様のサービスを提供し始めた他の医療機関との競合関係にさらされるという問題を抱えている。レ・リフィオレンツェ社会的企業協同組合は社会的企業であることで行政から優先的に建物を借りることがで

きた。しかし、事業内容という観点からは、今日、地産地消を売りにする民間のホテルは多く存在し、民間の営利企業との境界は曖昧である。同様にソーシャルツーリズムとしてホテル事業を手がけるピアツに至っては、社会的企業としてどのように活動して良いか分からないなか、周辺のホテルとの競合関係から活動を停止している。

ヨーロッパ大陸において社会的企業は営利企業とは異なるサードセクターに位置づけられてきた。しかし、サードセクターの商業化傾向が高まれば、サードセクターと営利企業の競争が激化し、ひいてはサードセクターと営利企業の差異を分かりにくくさせてしまう（藤井, 2013a）。そのことは、アメリカの社会的企業で懸念されているような、多くの潜在的受益者層を排除してしまう危険性を抱えることになる（Kerlin, 2006）。

この点で、イタリアは先駆的に法律を整備して営利企業とは異なる社会的企業を推進してきた国である。先述したように社会的企業法では、剰余金の不分配を禁止するとともに営利企業による支配を禁止するなど営利企業との違いが明確化されている¹⁶。しかし、社会的企業に従事する当事者の視点から見てみると、自律した事業性が求められる社会的企業は、営利企業と同様の競争環境にさらされ、経営上の問題を抱えている。こうした問題を解消するためにも行政の支援などが必要になると考えられるが、事業内容に関して営利企業が手がけているものに近似していけば公的な支援を受けるための正統性も減少していく。

6. 社会的企業へのアプローチ

社会的企業は、アメリカとヨーロッパ大陸それぞれ独自の文脈で発展を遂げてきたが、近年では、アメリカとヨーロッパ大陸の交流が進み、一定部分で収束する傾向も見られる（Defourny and Nyssens, 2010）¹⁷。今日、社会的企業が競争環境にさらされていることを考えれば、アメリカの議

16. さらに、2016年に制定されたサードセクター改革法においては、公益を志向する協同組合はサードセクターではないことが明示され、社会的企業のようなサードセクターは公益を志向したものであることも明示されている。

17. アメリカとヨーロッパ大陸の議論は、相互に影響を及ぼしてきたが、ヨーロッパのビジネス・スクールの研究

論のように社会的企業家の経営戦略を論じる意義は高まってきていると言えよう。しかし、同時に、社会的企業を論じる以上、ヨーロッパ大陸の議論のように社会性を考慮しながら社会的企業のあり方を検討していく必要もある。

最後に、こうした問題を引き受けながら、いかに社会的企業と対峙していくことができるのか、米澤（2013）が提唱する三つのアプローチをもとに検討したい。第一に、法制度による正統性の付与に注目する「法制度アプローチ」である。イタリアの社会的企業法など、社会的企業を推進しようとする法律に注目するアプローチである。しかし、本稿でみてきたように、イタリアでは社会的企業に関する法律が整備されてきているにも拘わらず、営利企業との競争にさらされながら社会的企業として何をしていけば良いのか分からないという問題を抱える事例もあった。こうした事例を踏まえると、法律に注目するとともに、その法律のもとで生み出される実際の活動にも注目していくことが重要になると言えよう。

第二に、当事者の意味づけに注目した「組織アイデンティティ・アプローチ」である。これは当事者の視点から実践を捉えようとするものであり、社会科学横断的に発展してきた実践論的転回に通じるアプローチと言える（e. g., Schatzki, Cetina and Savigny, 2001）。ただし、このアプローチは二つの問題に気をつける必要がある。第一に、当事者が社会的企業として意味づけながら活動している場合が研究対象になるが、社会的企業の社会性を当事者に還元してしまえば社会性の幅が広がりすぎて、営利企業との区別が曖昧になる危険性が潜んでいることである。ただし、もちろん、まずは当事者に寄り添いながら、社会的企業としていかなるものがありえるのかを探索していくことには十分な意義があるであろう。第二に、こうした意義を踏まえて当事者に寄り添おうとしても、我々は、理論負荷的にしか現象を捉えるこ

とができないという方法論的な問題である（Woolgar and Pawluch, 1985）。この点で、研究者が自らの価値観を持ち込んでいることを前提に社会的企業を捉えていく道を示したのが Dey and Steyaert（2010）である。社会的企業が語られるとき、その背後には現代の我々が信奉する実用性、合理主義、進歩、個人主義への肯定的な価値観が潜んでいる。そのためこうした価値観にもとづいた大きな物語に囚われ、社会的企業家による社会的な変化を無批判に肯定的に論じてしまっているのである¹⁸。大きな物語の背後に見過ごされてきた社会的企業の負の側面としてのカウンターナラティブに注目しなければならない。さらには、大きな物語のカウンターとして捉えるだけでなく、より多声的な小さな物語を見出し、社会的企業を多面的に描き出すことで、肯定的な社会変革を促していくことこそが社会的企業研究に求められているという。

第三に、研究者が探索的なバランスを探索するための規範概念として社会的企業を捉える「探索的アプローチ」である。こうした研究者による比較研究の参照点として提唱されたのが、マックス・ウェーバーの理念型であるが、EMES グループが探求してきたのが、まさに社会的企業の銀河の中で研究者自身のポジションを可能にするための理念型であった（Defourny and Nyssens, 2010）。こうしたアプローチは十分に社会的企業が定式化されていない日本のような国においてとくに有効であろう。日本では、社会的企業を支援する法律が十分に整備されてこなかったため、実質的に非営利性や民主的参加といったヨーロッパ大陸で社会的企業に位置づけられるような特徴を持っていても、事業として確立していくために株式会社、事業会社、事業組合など、本来は営利企業を想定した法人形態をあえて選択する団体も少なくなかった。そのため、日本の社会的企業は営利企業と NPO の間のグレーゾーンに広がっている（藤井、

者の間でもアメリカの議論に根ざしながら社会的企業が議論されるようになってきており、その影響関係は、アメリカからヨーロッパ大陸への方が大きいとも言われている（Defourny and Nyssens, 2010）。

18. 藤井（2013b）も社会的企業家を論じる人々は、多くの場合、イノベーターで斬新なアイデアを持ったヒーローの存在を与件としてきたことを批判している。

2013a)。このようにグレーゾーンに幅広く存在する社会的企業を捉えていくためにも、その参照点となる日本型社会的企業とも言える理念型が必要となる。

以上のように、社会的企業を捉えるためのアプローチとしては、いくつかの可能性が考えられる。社会的企業に関する学術的な検討が始められてから四半世紀余りが経過し、その間、経験的な調査や概念的な検討も進み、理論化のフェーズに移行しつつあると言われている (Doherty, Haugh and Lyon, 2014)。しかし、多くの国で社会的企業が普及してきた今日、こうしたアプローチをもとに改めて社会的企業のあり方を検討していく必要もあるのではないだろうか。

引用文献

- Alter, S. K. (2002) "Case Studies in Social Enterprise; Counterpart International's Experience," Counterpart International.
- Borzaga, C. and Santuari, A. (2001) "Italy: From Traditional Co-operatives to Innovative Social Enterprises," in Borzaga, C. and Defourny, J. (eds.) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge, pp. 166-181 (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝 (訳)「イタリア：伝統的な協同組合から革新的な社会的企業へ」『社会的企業：雇用・福祉のEU サードセクター』223-244頁, 2004年).
- Certo, S. T. and Miller, T. (2008) "Social Entrepreneurship: Key Issues and Concepts," *Business Horizons*, 51, pp. 267-271.
- Dacin, P. A., Dacin, M. T. and Matear, M. (2010) "Social Entrepreneurship: Why We Don't Need a New Theory and How We Move Forward From Here," *Academy of Management Perspectives*, 24 (3), pp. 37-57.
- Dees, J. G. (1998) "Enterprising Nonprofit," *Harvard Business Review*, 76 (1), pp. 54-67.
- Dees, J. G. and Anderson, B. B. (2006) "Framing a Theory of Social Entrepreneurship: Building on Two Schools of Practice and Thought," *Research on Social Entrepreneurship, ARNOVA Occasional Paper Series*, 1 (3), pp. 39-66.
- Defourny, J. (2001) "Introduction: From Third Sector to Social Enterprise," in Borzaga, C. and Defourny, J. (eds.) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge, pp. 1-28 (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝 (訳)「サードセクターから社会的企業へ」『社会的企業：雇用・福祉のEU サードセクター』1-40頁, 2004年).
- Defourny, J. and Nyssens, M. (2010) "Conceptions of Social Enterprise and Social Entrepreneurship in Europe and the United States: Convergences and Divergences," *Journal of Social Entrepreneurship*, 1 (1), pp. 32-53.
- Dey, P. and Steyaert, C. (2010) "The Politics of Narrating Social Entrepreneurship," *Journal of Enterprising Communities: People and Places in the Global Economy*, 4 (1), pp. 85-108.
- Doherty, B., Haugh, H. and Lyon, F. (2014) "Social Enterprises as Hybrid Organizations: A Review and Research Agenda," *International Journal of Management Reviews*, 16, pp. 417-436.
- ICF Consulting Services (2014) "A Map of Social Enterprises and Their Eco-Systems in Europe: Country Report: Italy," European Commission.
- Kerlin, J. (2006) "Social Enterprise in the United States and Europe: Understanding and Learning from the Differences," *Voluntas*, 17 (3), pp. 247-263.

- OECD (2009) *The Changing Boundaries of Social Enterprises*, OECD Publishing (連合総合生活開発研究所 (訳)『社会的企業の主流化: 「新しい公共」の担い手として』明石書店, 2010年).
- Peredo, A. M. and McLean, M. (2006) "Social Entrepreneurship: A Critical Review of the Concept," *Journal of World Business*, 41, pp. 56-65.
- Schatzki, T. R., Cetina, K. K. and Savigny, E. V. (eds.) (2001) *The Practice Turn in Contemporary Theory*, Routledge.
- Short, J. C., Moss, T. W. and Lumpkin, G. T. (2009) "Research in Social Entrepreneurship: Past Contributions and Future Opportunities," *Strategic Entrepreneurship Journal*, 3, pp. 161-194.
- Woolgar, S. and Pawluch, D. (1985) "Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social Problems Explanation," *Social Problems*, 32 (2), pp. 214-227 (平英美 (訳)「オントロジカル・ゲリマンダリング: 社会問題をめぐる説明の解剖学」平英美・中河伸俊 (編)『新版 構築主義の社会学: 実在論争を超えて』世界思想社, 184-213頁, 2000年).
- 金川幸司 (2015)「海外におけるソーシャルビジネスへの公的支援: ソーシャルビジネスの効果的成果創出に向けて」『日本政策金融公庫論集』26, 61-74頁.
- 田中夏子 (2010)「イタリアにおける社会的経済のひろがりと困難: 地域社会における協同組合の社会的機能を中心として」『協同組合研究』29 (1), 70-80頁.
- 谷本寛治 (2002)「社会的企業家精神と新しい社会経済システム: ソーシャル・エンタープライズの可能性」下河辺淳 (監修)・根本博 (編)『ボランティア経済と企業: 日本企業の再生はなるか?』日本評論社, 197-239頁.
- 谷本寛治・大室悦賀・大平修司・土肥将敦・古村公久 (2013)『ソーシャル・イノベーションの創出と普及』NTT 出版.
- 藤井敦史 (2013a)「社会的企業概念はどのように捉えられてきたか」藤井敦史・原田晃樹・大高研道 (編)『闘う社会的企業: コミュニティ・エンパワーメントの担い手』勁草書房, 20-55頁.
- 藤井敦史 (2013b)「企業サイド・アプローチの批判的検討」藤井敦史・原田晃樹・大高研道 (編)『闘う社会的企業: コミュニティ・エンパワーメントの担い手』勁草書房, 56-78頁.
- 尹大栄・岸昭雄・浦野充洋・金川幸司 (2016)「社会的企業の日韓比較: 社会的企業を巡る定義と行政支援の観点から」『経営と情報』28 (2), 23-34頁.
- 米澤旦 (2013)「ハイブリッド組織としての社会的企業・再考: 対象特定化の困難と対応策」『大原社会問題研究所雑誌』662, 48-60頁.
- ララッタ, ロザリオ (2014)「イタリアの社会的企業」山本隆 (編)『社会的企業論: もうひとつの経済』法律文化社, 115-129頁.

Social Enterprise in Italy: From Cooperative to Social Enterprise

Mitsuhiro URANO

School of Management and Information, University of Shizuoka

Daeyoung YOON

School of Management and Information, University of Shizuoka

Koji KANAGAWA

School of Management and Information, University of Shizuoka

Akio KISHI

School of Management and Information, University of Shizuoka

Abstract:

This article focuses on social enterprises in Italy, a country that has developed laws regarding this sort of enterprise. There are two streams of discussions on social enterprise; one is in the United States and the other is in Europe. The concept of social enterprise in the United States mainly concerns enterprise for the sake of revenue generation while pursuing social goals. In Europe, research efforts are directed more towards establishing the ideal type of social enterprise that differs from a commercial enterprise, and studying the characteristic features of social enterprise, such as the forms of organization and distribution constraints. However, an examination of actual cases in Italy reveals that social enterprises are exposed to a competitive environment, and that the boundary between social and commercial enterprise has become vague. In these circumstances, we consider how social enterprises should be examined.

Keywords: Social Enterprise, Social Cooperative, Sociality